

障害者基幹相談支援センターの状況と今後のあり方について

1 基幹相談支援センターの位置づけについて

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条の 2 第 1 項

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、各法に規定する業務を総合的にを行うことを目的とする施設とされている。

各法に規定されている相談業務

- ・ 総合的・専門的な相談支援の実施
- ・ 地域の相談支援体制の強化の取組
- ・ 地域移行・地域定着の促進の取組
- ・ 権利擁護・虐待の防止

(2) 同法同条第 2 項

「市町村は、基幹相談支援センターを設置することができる。」と規定されている。

2 豊岡市の障害者基幹相談支援センターについて

2014 年度から、豊岡市障害者基幹相談支援センターを設置し、豊岡市社会福祉協議会（以下「社協」）に委託している。社協については、基幹の業務のほか、障害者からの一般的な相談を行う委託相談と障害福祉サービス利用の際に必要なサービス等利用計画を作成する計画相談の業務を行っている。

社協が運営する基幹相談支援センターについては、高齢者の支援を行う「地域包括支援センター」と生活困窮者の支援を行う「総合相談・生活支援センターよりそい」と同じ事務所内にあり、総合的な支援ができる体制となっている。

【市内の相談支援の体制】

- ・ 障害者の日常生活の一般的な困りごとの相談に応じる事業所 3 カ所（障害者相談支援事業）
- ・ 障害福祉サービスにつながる相談やサービス利用に必要なサービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所 13 カ所

3 社協からの申し出と協議結果

2019 年 3 月、受託先の社協から障害者基幹相談支援センター等業務について、組織の弱体化、支援者支援が困難等のため受託業務すべてを終了したいとの申出があった。

その後、社協と協議を継続的に行った。

【社協との協議の結果】

内容	協議の結果
① 基幹相談支援センター業務 ア 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導及び助言 イ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援 ウ 地域の相談機関との連携	2021 年度末で業務終了
② 一般的な相談支援の実施（委託相談）	業務の継続
③ 虐待防止センター業務	2021 年度末で業務終了※
④ 地域移行・地域定着促進の取り組み	2021 年度末で業務終了
⑤ 自立支援協議会の運営	2020 年度から市で実施

※2021 年度に継続協議

4 相談支援事業所等との協議等における主な意見

市内相談支援事業所との意見交換会及びアンケートの実施、自立支援協議会運営会議での協議、県内外で障害福祉サービスを運営している事業者との意見交換（㈱アソシア：神谷代表）、市内相談支援事業所へ基幹業務の受託の打診（社協を除く）を行った。

(1) 市内相談支援事業所との意見交換会及びアンケート	<p>ア 困難なケースにおける支援者支援の機能は継続の要望あり。</p> <p>イ 基幹業務の見直しも必要であるが、相談支援専門員が増えなければ、新たな委託先が同じ状況に陥るので、相談支援専門員の充実と強化が必要である。</p> <p>ウ 行政からの支援（委託相談の増加、立ち上げ支援など）がなければ、相談支援専門員の確保は難しい。</p> <p>エ 基幹相談支援センターには、専門的で相談支援をしっかりとしてきた方（経験者）、そして色々な関係機関と調整できる人材が望ましい。</p>
(2) 自立支援協議会運営会議	<p>ア 社協における包括、よりそい、基幹が同一事務所でワンストップ体制は良かったと思うが、他の相談支援事業所が業務多忙で計画相談を繋ぐことができないので大変であったと思う。</p> <p>イ 社会福祉法人の中でも社協は特別な組織であると思うので、障害の業務（基幹相談）を廃止することはどうかと思う。</p> <p>ウ 基幹業務の評価を行い、優先順位をつけて真に必要な業務を整理する必要がある。</p> <p>エ 基幹相談の仕事は、障害福祉の重要な部分であり、市が担うべきでありその方向性を示す必要がある。また、委託ということであれば、業務には地域福祉・地域づくりという視点が必要不可欠であるので、社協が担うべきであると思う。</p> <p>オ 相談事業ができ第3者の立場で障害者に関われるようになった。サービス提供事業所が相談事業することについては、効率的にはなるが困り込みと言う問題もあると思う。</p>
(3) ㈱アソシア代表との意見交換	<p>ア 基幹、委託事業所、指定特定相談支援事業所やサービス提供事業所等との連携及び役割の明確化が必要。</p> <p>イ 基幹の仕事は、資源がないものを資源化することなので、ここを基本に役割を明確にしていく必要がある。最低限、個別支援か地域課題か検討する場を持つべきである。</p>
(4) 市内相談支援事業所へ基幹業務の受託の打診	<p>ア 現状では、人材の確保が難しく基幹の業務を受託することは難しい。</p>

※重複意見は一カ所にまとめている。

5 基幹相談支援センターの今後のあり方と課題

これまでの協議及び事業所への受託の打診の結果、市内の事業所での受託は難しい状況であり、機能維持のためには課題を解決しながら市直営の体制を整えていく必要がある。

(1) 基幹相談支援センターの今後のあり方

業務	業務内容
① 基幹相談支援センター業務	
ア 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導及び助言	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業者へ専門的な指導・助言 ・困難案件における他の相談機関とのコーディネート（下記ウと関連） ・サービス等利用計画案の評価・指導・助言 ・困難事例の検討会の開催
イ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な計画で人材育成の研修会の開催
ウ 地域の相談機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、児童、保健・医療、教育等の機関との連携 ・自立支援協議会との連携
② 一般的な相談支援の実施（委託相談）	<ul style="list-style-type: none"> ・社協に委託
③ 虐待防止センター業務	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続について社協と継続協議
④ 地域移行・地域定着促進の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・県、指定一般事業所と連携して取り組む。
⑤ 自立支援協議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・全体会議や運営会議の運営、資源開発の取り組み。

(2) 機能維持のための課題

項目	課題
基幹相談支援センター機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性のある人材確保 ・相談支援事業所の協力体制の構築
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員の確保 ・困難事例における各分野の連携 ・支援の役割分担

【参考資料】

1 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法、知的障害者福祉法並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく相談等の業務を総合的に行います。

○ 主な業務

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取組
- (4) 権利擁護・虐待の防止など

2 障害者相談支援事業（委託相談）

障害者等の福祉に関する諸問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

○ 主な業務

- (1) 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- (2) 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) ピアカウンセリング
- (5) 権利の擁護のために必要な援助
- (6) 専門機関の紹介 等

3 指定特定相談支援事業所

障害児者の障害福祉サービス利用に係るサービス等利用計画についての相談及び作成などの支援を行います。障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するもので、基本相談支援と計画相談支援を行います。

○ 基本相談支援（全ての相談支援業務のベース）

全ての相談支援業務（計画相談支援、地域相談支援及び障がい児相談支援）において共通するベースとなるものです。

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市及び障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行い、計画相談支援や地域相談支援等具体的支援の出発点ともなります。

○ 計画相談支援

指定特定相談支援事業者が実施するもので、「サービス利用支援」と「継続サービス利用支援」からなり、自らの生活について計画を立てることや、サービス等の利用調整が困難な障害者に対して、ケアマネジメントプロセスに沿って本人の意思と同意のもとに計画を作成し、その計画に

沿った支援を実施し、定期的なモニタリングの実施やそれに伴う計画の見直し等を行いながら継続的に支援する一連の業務をいいます。

■ サービス利用支援とは

障害者の心身の状況やその置かれている環境等を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類・内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画を作成することをいいます。

■ 継続サービス利用支援とは

サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行うことをいいます。